



令和 7 年 2 月 21 日 第 171 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン  
M A C 税 理 士 法 人  
M A C 社 労 士 事 務 所  
T E L 0 6 - 6 3 5 9 - 8 8 1 2  
F A X 0 6 - 6 3 5 9 - 8 7 9 9  
H P <http://mac-8812.co.jp>  
E-mail [jimuso@mac-8812.co.jp](mailto:jimusyo@mac-8812.co.jp)

人と企業のトータルブレーン

社会保険の料率が変わります！

3月分（4月納付分）から社会保険の料率が変わります。  
関西圏の料率は下記の通りです。

(単位：%)

	健康保険	介護保険	厚生年金
大 阪 府	10.24	1.59	18.30
兵 庫 県	10.16	1.59	18.30
京 都 府	10.03	1.59	18.30
奈 良 県	10.02	1.59	18.30
和 歌 山 県	10.19	1.59	18.30

なお、令和7年度の雇用保険料率は以下のとおりです。

事業の種類	令和7年4月～令和8年3月
一般の事業	労働者 5.5/1000
	事業主 9/1000
	全体 14.5/1000
農林水産業及び 清酒製造業	労働者 6.5/1000
	事業主 10/1000
	全体 16.5/1000
建設業	労働者 6.5/1000
	事業主 11/1000
	全体 17.5/1000